

## 2016 年度 学校法人京都薬科大学監事監査計画書

監事 村山猪一郎  
監事 松岡 史郎

2016 年度監事監査計画を次のとおり定める。

### 1. 基本方針

本学が掲げる目標を達成する観点から本学業務について適正かつ効率的な運営に資するために内部監査部門及び会計監査人と連携して監事監査を行う。

### 2. 実施期間

#### (1) 業務監査

2016 年度を通して期中監査を行うほか、2016 年度終了後の 2017 年 5 月までに期末監査を行う。

#### (2) 会計監査

会計監査人による会計監査を踏まえ、2016 年度を通して期中監査を行うほか、2016 年度の会計に関し 2017 年 5 月までに期末監査を行う。

### 3. 監査の方法

#### (1) 業務監査

- ① 期中監査は、理事会、評議員会等の主要な会議に出席するとともに、必要に応じて書面監査及び担当責任者等からの概況聴取等により行う。
- ② 理事長、学長との随時のミーティングにより日常業務についての進捗確認を通しての意見交換を行う。
- ③ 期末監査は、2016 年度の業務全般に関し、理事長、学長等からの概況聴取を行うとともに、必要に応じて書面監査及び担当責任者等からの個別事情聴取等により行う。

#### (2) 会計監査

- ① 会計監査は、主として会計監査人の監査結果の相当性を判断することによって行う。
- ② 内部監査部門及び会計監査人と定期的なミーティングにより、会計監査についての意見交換を行う。

### 4. 重点監査事項（臨時監査）

業務監査の対象事項のうち、以下の事項を 2016 年度の重点事項として、臨時監査を行う。

- (1) 大学ガバナンス改革への取組みについて
- (2) 公的研究費不正防止計画の取組みについて

なお、重点監査事項については、上記の各事項に加えて必要に応じて追加することがある。

(参考)

### 【学校法人京都薬科大学寄附行為（抜粋）】

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

### 【私立学校法（抜粋）】

(役員の職務)

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事の職務は、次のとおりとする。
  - 一 学校法人の業務を監査すること。
  - 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
  - 三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。